

令和6年2月16日
関東財務局

行政文書の所在不明による個人情報漏えいの可能性について

令和6年1月24日、関東財務局において行政文書の保管状況を確認したところ、行政文書ファイル（1冊）の所在不明が判明しました。ファイルには、国有地の管理処分等を委託している業者から提出された下記資料が編綴されており、約2,600名分の個人情報が含まれていることを確認しております。

通常、外部に持ち出す性質の文書ではありませんが、同日以降の庁舎内の捜索により発見に至っていないことから、個人情報漏えいの可能性についてお知らせします。

所在不明となった原因は現在調査中ですが、このような事態を招きましたことは、財務局行政に対する信頼を損なうものであり、国民の皆様及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今般の事態を重く受け止め、改めて文書管理の徹底を図り、このようなことが起きないように万全を期すことで、信頼の確保に努めてまいります。

記

1. 個人情報が含まれる行政文書の概要

(1) 郵便発信管理表

令和4年10月1日から翌年3月31日の期間中、委託業者が発送した国有地（普通財産）の管理処分に関する郵便物の宛先（氏名、住所、郵便番号）、委託業者職員の電子署名（名字）が、個人情報として記載されております。

(2) 郵便受信管理表

上記期間中、委託業者が受け取った国有地（普通財産）の管理処分に関する郵便物の送り主（氏名、住所、郵便番号）、委託業者職員の電子署名（名字）が、個人情報として記載されております。

(3) 公文書等複製物管理表

上記期間中、委託業者が複製した行政文書に係る相手方氏名、委託業者職員の電子署名（名字）が、個人情報として記載されております。

※ 上記以外の資料に含まれる個人情報は、委託業者の代表者氏名、委託業者職員の電子署名（名字）のみです。

2. 経緯

令和6年1月24日、個人情報を含む行政文書（紙1枚）が庁舎内に落ちていたという内容の差出人不明の郵便物（手紙と行政文書のコピーと思われるものが1枚同封された封書）が当局に届いたため、同日、行政文書を保管している事務室内の文書棚を確認したところ、当該行政文書を編綴しているファイル1冊（紙333枚）が所在不明であることが判明しました。

3. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

今般、所在不明となっている行政文書に含まれる個人情報は、氏名、住所、郵便番号です。現在のところ、本件に関する被害報告には接しておりませんが、今般所在不明となっている行政文書に含まれる個人情報が漏えいした場合、当該情報が使用されるおそれがあると考えられます。

4. 対応状況

今後速やかに個人情報が漏えいした可能性が考えられる方に別途文書をお送りし、今般の事態が生じ、御迷惑をお掛けすることについて、お詫び申し上げます。

なお、転居等の理由から、通知文がお手元に確実に届かない場合があります。通知先が特定できない場合は、本ホームページによる公表をもって、通知に代えさせていただきます。

(連絡先)

管財第2部 審理第1課

048-600-1181

管財第2部（第6）統括国有財産管理官

048-600-1179